

用語集

《日本語 INDEX》

〔あ〕

◇アセスメントファクター

動物実験などで得られた毒性データを人や環境中の生物のリスク評価に用いる際に、毒性データを大きめに扱って安全性を高めるために用いる係数。

◇跡地利用計画

ガイドラインでは、米軍基地の返還に際し、県もしくは基地の在する市町村が、その跡地の利用やゾーニングなどについて定めた計画を言う。

概要はガイドライン P3-18 に掲載。

◇跡地利用推進法

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年五月二十六日法律第百二号）」の略称（国は「跡地利用特措法」と称している）。

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用をより効果的に推進することを目的に、平成 24 年 4 月 1 日の軍転特措法改正により、同法が成立した。

概要はガイドライン P3-7 に掲載。

〔い〕

◇一般調査

ガイドライン「第 5 章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、米軍基地内での有害物質の使用又は貯蔵時の漏えい若しくは運用に伴う排出により、地表面を経て有害物質が土壌へ浸透したことにより生ずる汚染を想定して実施する調査を意味する。

〔え〕

◇エンドポイント (endpoint)

化学物質の評価の指標とする項目。観察や測定可能な生物学的影響（影響指標）や、測定可能な生体内の化学物質濃度（たとえば標的器官における代謝物の濃度）などを指す。

〔お〕

◇沖縄に関する特別行動委員会 (SACO : Special Action Committee on Okinawa)

平成 7 年（1995 年）11 月に、日米両政府が、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担を軽減するために、日米安全保障協議委員会の中に設置した協議機関。

◇沖縄 21 世紀ビジョン

県民の参画と協働のもとに、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想のこと。沖縄県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る県民一体となった取り組みや、これからの県政運営の基本的な指針となるもの。

[か]

◇外来種

ガイドライン「第 4 章 自然環境等に関する対応」においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年六月二日法律第七十八号）」に基づき特定外来生物として指定されている生物を対象とする。また、今後、沖縄県及び市町村において、「外来種被害防止行動計画～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～（平成 27 年 3 月 26 日、環境省、農林水産省、国土交通省）」に基づき侵略的外来種のリストが策定された場合は、その掲載種も対象とする。

◇化審法

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年十月十六日法律第百十七号）」の略称。

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的として定められた法律。

◇環境対策

ガイドライン「第 5 章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、地下水・土壌汚染に起因する環境リスクを低減するために講じる措置全般を意味する。

◇環境分科委員会（ESC : Environmental Subcommittee）

昭和 51 年 11 月 4 日に設置された、日米合同委員会（SCC）の分科委員会の一つ。

◇環境補足協定

平成 27 年（2015 年）に日米両政府間で締結された、環境面において日米地位協定を補足し、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両国間の協力を促進することを目的とする協定。

概要はガイドライン P3-6 に掲載。

◇管理目標値

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、国内法使用禁止等物質の環境中の残留について、汚染土壌の処理・処分等の浄化対策を講じることが適当であるかを判断するための値であり、ハザード（有害性）の観点から設定する。

[き]

◇基地内相当量使用物質

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、他の一般地域においては利用されない又は極めて少ない等により土壌汚染に関する国内法令としての規制等の対象とはなっていないが、米軍基地内においては相当量の使用が見込まれる有害物質を意味する。

◇貴重な種

ガイドライン「第4章 自然環境等に関する対応」においては、動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて希少性の観点から抽出される種を意味する。

◇キャス番号（CAS 番号）

CAS 番号参照。

◇吸入ユニットリスク（IUR）

IUR 参照。

◇許容一日摂取量（ADI）

ADI 参照。

[く]

◇軍転特措法

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年五月二十六日法律第一〇二号）」の略称。

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的として定められた法律であり、「沖縄振興特別措置法第7章 跡地利用の促進及び円滑化のための特別措置」と合わせ、平成24年4月に跡地利用推進法として改正された。

◇軍用地地主会

国と賃貸借契約を締結する等して国へ軍用地用を提供し所有権等を有している人たちによって構成され、地主の権利を保護することを目的に、軍用地等が所在する市町村ごとに組織されている。

[け]

◇経口スロープファクター (SF/SFO)

SF/SFO 参照。

◇決定記録 (ROD)

ROD 参照。

◇現存植生図

ある地域を覆っている植物的生命体の総称を植生といい、植生を相観的・植物社会学的等の方法で決定された群落単位の配分を地図上に示したもの。

[こ]

◇国内法使用禁止等物質

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、高い有害性を有すことなどから国内法令で使用の禁止又はそれに準ずる措置が求められる物質であり、かつ、その用途等から米軍基地内で過去に利用又は貯蔵していたことが想定される難分解性物質を意味する。

◇国防省通達 2715.05-G、「海外環境基本指針文書」(OEBGD)

OEBGD 参照。

[さ]

◇最終管理基準 (FGS)

FGS 参照。

◇最小影響濃度 (LOEC)

LOEC 参照。

◇最小影響量 (LOEL)

LOEL 参照。

◇最小中毒濃度 (TCL)

TCL 参照。

◇最小中毒量 (TDL)

TDL 参照。

◇最小毒性濃度 (LOAEC)

LOAEC 参照。

◇最小毒性量 (LOAEL)

LOAEL 参照。

◇再編実施のための日米のロードマップ

抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする基地周辺の負担を軽減することを基本方針に、在日米軍や自衛隊の配備を見直すものとして日米安全保障協議委員会で検討され、平成 18 年 (2006 年) にその合意として発表されたロードマップ。

概要はガイドライン P3-5 に掲載。

◇里海

古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域のこと。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもある。健全な里海は、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれる。

◇里地及び里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されている。

里地及び里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

◇参照濃度 (RfC)

RfC 参照。

◇参照用量 (RfD)

RfD 参照。

◇残留性有機汚染物質 (POPs)

POPs 参照。

〔し〕

◇支障除去措置

跡地利用推進法では、以下のとおり定義されている。

駐留軍用地の区域の全部において、跡地利用推進法第8条に定める返還実施計画に基づき、①駐留軍が使用していた建物その他土地に定着する物件、②土壤汚染対策法等に規定する土壤汚染の状況、③水質汚濁防止法等に規定する水質汚濁の状況、④不発弾その他の火薬類の有無、⑤廃棄物の有無 等について、返還後国が調査し、土地所有者が土地を利用する上で支障となるものについて、土地所有者へ引き渡す前に除去すること。

◇重要な自然環境等のまとまりの場

ガイドライン「第4章 自然環境等に関する対応」においては、陸域生態系及び海域生態系の調査項目において把握する概況としたものを意味する。陸域生態系については、ア) 自然林、湿原、河川、石灰岩段丘、洞窟等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境その他改変により回復することが困難であるぜい弱なもの、イ) 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの、ロ) 水源涵養林、防風林、防潮林、包護林及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境、エ) 都市に囲まれた基地内に現に存する樹林地その他の緑地(御嶽林、グスク周辺林、墓地周辺林、斜面林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境を指す。

海域生態系については、ア) 藻場、干潟、サンゴ礁、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境その他改変により回復することが困難であるぜい弱なもの、イ) 里海(礁池、干瀬等を含む。)の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの、ロ) 水質浄化機能を有する干潟等の地域において重要な機能を有する自然環境を指す。

◇重要な種

ガイドライン「第4章 自然環境等に関する対応」においては、動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上の重要と考えられる種を意味する。

◇受容体

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、有害物質による影響の対象を意味する。

◇浄化対策

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、環境対策の一つで、ハザードを低減するために講じる措置を意味する。

◇初期サイトアセスメント

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、対象サイトの特性・汚染物質の最高濃度・環境リスクの緊急度を評価し、必要な対応措置（暫定対策）を行うことを意味する。

◇植生

ある地域を覆っている植物的生命体の総称。

◇植生自然度

環境省が、植生に対する人為的影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分したものの。植生自然度は、自然植生を10ないし9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地などをランクし、10段階で区分している。

[す]

◇スクリーニング調査

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、リスク評価を実施するか判断するため、主なばく露経路において、基地内相当量使用物質がスクリーニングレベルを上回る濃度で存在するかを確認する調査を意味する。

◇スクリーニングレベル

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、基地内相当量使用物質の環境中の残留について、リスク評価を実施する必要があるか判断するための値を意味し、判断時に利用した化学物質の有害性情報の不確実性を加味して安全側の値として設定する。

[せ]

◇生態系ネットワーク

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことを生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）と呼ぶ。その形成にあたっては核となる地域（コアエリア）及びその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置及び保全するとともに、生物の分散・移動を可能として個体群の交流を促進する。また、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することを基本とする。

◇生物濃縮

えらや体表など周囲の水と直接接触している部位から生体内へ取り込まれた水中の化学物質が、その取込速度が消失速度を上回ることによって生体内に蓄積する現象。食物からの取り込みによる化学物質の蓄積は該当しない。

◇生物濃縮係数（BCF）

BCF 参照。

[そ]

◇総合整備計画

総合整備計画には、市町村総合整備計画及び県総合整備計画があり、跡地利用推進法第 20 条及び第 21 条に規定されている。同計画は、返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めるとき、関係市町村長又は沖縄県知事が定めることができる。

概要は、ガイドライン P3-19 に掲載。

[た]

◇第一種特定化学物質

化審法における第一種特定化学物質とは、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであることから、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととされているものである。

◇対策目標レベル

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、有害物質の有害性情報から求まるばく露が許容される量のこと。受容体へのばく露量がこの値を上回った場合は、環境対策の実施を検討する必要があると判断する。また、環境対策の実施時においては、ばく露量がこの値以下となるような目標を意味する。

◇耐容一日摂取量 (TDI)

TDI 参照。

[ち]

◇駐留軍用地

跡地利用推進法第2条第1項に、以下のように規定されている。

「沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。）が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地。」本ガイドラインでは、米軍基地と称する。

◇駐留軍用地跡地

跡地利用推進法第2条第2項に、以下のように規定されている。

「日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者等（所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下同じ。）に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているもの。」

◇地理情報システム (GIS)

GIS 参照。

[て]

◇ティアリング（先行評価等の活用）

作業の重複を回避するため、先行して行われた評価結果や把握した情報等を、その後の環境影響評価に活用すること。

〔と〕

◇毒性発現頻度 10%に対する用量の(95%)信頼下限値 (BMDL₁₀)

BMDL₁₀ 参照。

〔に〕

◇日米安全保障協議委員会 (SCC、いわゆる「2 + 2 (ツー・プラス・ツー)」)

日米安全保障協議委員会 (SCC : Security Consultative Committee) とは、日米安全保障条約第 4 条に基づき、1960 年 (昭和 35 年) 1 月 19 日の岸首相・ハーター国務長官の交換公文によって設置された委員会で、日米安保条約に基づく協議や安全保障分野における日米協力に関わる多様な問題を検討するための重要な協議機関であり、SCC 合意とはその委員会により合意をうけたものを指す。

当初、日米「2 + 2」会合の米国側メンバーは、外交担当として駐日米国大使、防衛担当として太平洋軍司令官が参加していた。しかし日米安保条約締結 30 周年の 1990 年に、米国のベーカー国務長官 (当時) の提案により、米国のメンバーが国務長官と国防長官に格上げされた。これによって日米の外務・防衛に対して責任を持つ 4 閣僚が直接話し合えるようになり、安全保障分野における日米間の協力の発展を担う「2 + 2」閣僚会合の意義はさらに高まった。

◇日米合同委員会

日米地位協定第 25 条に規定されており、日米地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として設置された。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なうこととなっている。

◇日本環境管理基準 (Japan Environmental Governing Standards : JEGS)

JEGS 参照。

〔は〕

◇ばく露

ガイドライン「第 5 章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、有害物質が受容体へ取り込まれることを意味する。

◇ばく露マージン (MOE)

MOE 参照。

◇ハザード

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、対象物質や受容体の場所等の状況を考慮しない場合の最大ばく露量において対象物質が受容体へ及ぼす潜在的な影響を意味する。

◇ハザード比

閾値のある化学物質に対するリスクの判定に使用され、全ばく露量を TDI で除した値を HQ : hazard quotient (ハザード比) と呼ぶ。HQ が 1 よりも小さければ、そのリスクは小さいとされる。

[ひ]

◇ビーチロック

海浜にあってその堆積物が主に炭酸カルシウムのセメント作用で膠結された板状の岩石。サンゴ礁海岸における顕著な地形のひとつだが、まれに北緯 45°~50° 付近まで発達がみられている。

◇POPs 農薬に関する環境管理指針値

埋設農薬調査・掘削等マニュアル（平成 20 年 1 月 17 日環境省水・大気局土壌環境課農薬環境管理室）において、埋設農薬による汚染の有無等を確認する上での目安として設定されたもの。調査で得られた採取試料（土壌と地下水）の分析結果と、農薬等に関する環境管理指針値を比較して評価する。埋設地点周辺の土壌または地下水質の分析結果が当該指針値を超える場合には「周辺環境への漏洩がある」と判断する。

◇標準作業手順書、標準操作手順書 (SOP)

SOP 参照。

[ふ]

◇不確実係数 (UF)

UF 参照。

[へ]

◇米軍一時使用施設

本ガイドラインにおいては、日米地位協定第 2 条第 4 項 (b) に基づき、在日米軍が一時使用（共同使用）している施設を意味する。

◇米軍専用施設

本ガイドラインにおいては、専ら在日米軍のみによって使用されている提供施設・区域を意味する。

◇返還実施計画

跡地利用推進法第8条に規定されており、国は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障除去措置を当該土地を引渡す前に講ずるために定めるもの。また、返還実施計画を定めた際には、当該実施計画に基づき支障除去措置を講ずることと定められている。

概要はガイドライン P3-21 に掲載。

◇ヘンリー定数（ヘンリー定数：Henry constant）

ヘンリー則定数、ヘンリー係数と同義語。ある温度において平衡状態にある化学物質の、水中濃度に対する大気中の分圧（濃度）の比。この値が大きい物質は水中よりも大気中に分布する傾向にある。

[ほ]

◇包括的環境対策・補償・責任法（CERCLA）

CERCLA 参照。

[ま]

◇埋蔵文化財調査

埋蔵文化財の調査には、「分布調査」、「試掘・確認調査」と「記録保存調査」がある。

「分布調査」は、表面調査と同義で現地踏査（地表面を観察しながら調査対象範囲内を移動する）などにより遺跡の所在を確認する。

「試掘・確認調査」は、埋蔵文化財包蔵地の所在や範囲の把握、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に関する期間・経費等の算定等のための知見・資料を得ることを目的として行う。

「記録保存調査」は、開発事業との調整の結果、現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、その内容を記録にとどめるために行う。

[む]

◇無影響濃度（NOEC）

NOEC 参照。

◇無影響量 (NOEL)

NOEL 参照。

◇無毒性濃度 (NOAEC)

NOAEC 参照。

◇無毒性量 (NOAEL)

NOAEL 参照。

[も]

◇盛土地調査

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、埋設された廃棄物等に由来する汚染を想定して実施する調査を意味する。

[り]

◇(環境) リスク

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、対象物質や受容体の場所等の状況を考慮した場合のばく露量において対象物質が受容体へ及ぼす影響を意味する。科学に基づいた手順によって予測するものであり、不確実性を有する。

◇リスク管理

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、有害性（ハザード）の大きさのみで評価を行うのではなく、その化学物質へのばく露状況も考慮し、土壌・地下水汚染による環境リスクを許容できるレベルにする管理手法を意味する。

◇リスクコミュニケーション (Risk Communication : RC)

本ガイドラインにおいては、社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政・専門家・企業・市民等のステークホルダーである関係主体間で共有し、相互に意思疎通をとoshi、合意形成を目指す作業を意味する。

◇リスクに基づく修復措置 (RBCA)

RBCA 参照。

◇リスク評価

人や環境中の生物などに対して悪影響が起こる可能性を、科学的な方法により予測評価すること。有害性評価によって得られる化学物質のばく露量（ばく露濃度や摂取量）と影響の関係と、ばく露評価によって予測されるばく露量の両方からリスクを定量化し、不確実性を加味した上でリスクの懸念の高さを明らかにするもの。

◇リスク評価調査

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、基地内相当量使用物質によるリスクを把握し、環境対策の実施について検討するための調査を意味し、スクリーニング調査、リスク評価データ取得調査及びリスク評価により構成される。

◇リスク評価データ取得調査

ガイドライン「第5章 地下水・土壌汚染に関する対応」においては、リスク評価を実施する上で必要な情報について、既存資料調査及び現地調査により把握する調査を意味する。

[ゆ]

◇優先評価化学物質

化審法において、優先的にリスク評価を行う必要があるとして指定された物質。人又は生活環境動植物への長期毒性を有することが明らかとは認められないが、環境中にある程度存在していると推定される場合などに優先評価化学物質の指定を受ける。

◇ユニットリスク

ある物質を人が一生涯にわたってある濃度で摂取（吸入、飲水）した場合の、摂取量に対する発がんの発生確率の増加分。一日あたり体重1 kg あたり、飲料水中には1 µg/L、大気中には1 µg/m³の割合で含まれる物質に暴露し続けた場合の確率を表す。

[よ]

◇予測環境中濃度（PEC）

PEC 参照。

◇予測無影響濃度（PNEC）

PNEC 参照。

《英語 INDEX》

[A]

◇ADI (許容一日摂取量)

Acceptable Daily Intake の略称。

ある物質を人が一生にわたって毎日摂取しても有害な影響が出ないと推定される量。一般的に、一日あたり体重 1 kg あたりの摂取量 (mg/kg/day) で表される。

[B]

◇BCF (生物濃縮係数)

BioConcentration Factor の略称。

一定の期間水生生物が化学物質の曝露を受けたときの生物体内の化学物質濃度を、その期間の周辺水中の化学物質濃度で割った値。この値が大きいほど生物体内に濃縮しやすいことを意味する。

◇BMDL₁₀ (毒性発現頻度 10%に対する用量の(95%)信頼下限値)

Benchmark Dose Lower confidence limit の略称。

ベンチマークドーズ (BMD) は、用量-反応関係の曲線から計算される、ある割合の有害影響を発現する用量のことで、BMD₁₀ は有害影響発現頻度 10%に対する用量を指す。BMDL₁₀ は、BMD₁₀ の信頼下限値、すなわち安全側の信頼下限値のこと。

[C]

◇CAS 番号 (キャス番号)

世界的に利用されている、個々の化学物質に固有の識別番号。米国化学会 (ACS) の情報部門である CAS により提供される。

CAS は Chemical Abstracts Service の略。

◇CERCLA (包括的環境対策・補償・責任法)

Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act の略称。

米国連邦政府の法律で、1980 年 12 月 11 日制定。同法は、有害物質に汚染されたサイトのうち、リスクが高いと判断されたサイトを浄化し、健康や自然環境への影響を最小化することを目的とする。汚染サイトに関わる責任当事者による浄化を基本とするが、責任当事者の責任を追及できない場合 (責任者の特定が不可等) には、化学工業業界や石油工業業界から徴税し設立した基金 (スーパーファンド) を活用して、連邦政府が汚染箇所を浄化することも可能。

参考 : <https://www.epa.gov/superfund/superfund-cercla-overview>

<https://www.epa.gov/laws-regulations/summary-comprehensive-environmental-response-compensation-and-liability-act>

[F]

◇FGS（最終管理基準）

Final Governing Standards の略称。

海外に駐留する米国防省施設に適用される環境に関する基準。

[G]

◇GIS（地理情報システム）

Geographic Information System の略称。

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

[I]

◇IUR（吸入ユニットリスク）

Inhalation Unit Risk の略称。

ある物質を人が一生にわたってある濃度で摂取（吸入）した場合の、摂取量に対する発がんの発生確率の増加分。一日あたり体重 1 kg あたり、大気中には $1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の割合で含まれる物質にばく露し続けた場合の確率を表す。

[J]

◇JC 合意

日米合同委員会（Japan-US joint committee）合意の略称。

◇JEGS（日本環境管理基準）

Japan Environmental Governing Standards（日本環境管理基準）の略称。

在日米軍が、施設・区域内の環境管理のために作成した基準であり、この基準に基づいて環境管理行動を取っている。

JEGS は、米国防省が策定した基準に沿って、環境に関する日本の国内法上の基準と米国の国内法上の基準のうち、より厳格なものを選択するとの基本的な考え方の下に作成されている。

[L]

◇LOAEC（最小毒性濃度）

Lowest Observed Adverse Effect Concentration の略称。

毒性試験において有害な影響が認められた最低のばく露濃度。

◇LOAEL（最小毒性量）

Lowest Observed Adverse Effect Level の略称。

毒性試験において有害な影響が認められた最低のばく露量。

◇LOEC（最小影響濃度）

Lowest Observed Effect Concentration の略称。

毒性試験において影響が認められた最低のばく露濃度。

◇LOEL（最小影響量）

Lowest Observed Effect Level の略称。

毒性試験において影響が認められた最低のばく露量。

[M]

◇MOE（ばく露マージン）

Margin of Exposure の略称。

動物実験などの結果から得られる無毒性量（濃度）などに対し、ばく露量（濃度）がどれだけ離れているかを示す指標。無毒性量／ばく露量または無毒性濃度／ばく露濃度により算出される。ばく露マージンと不確実係数を比較し、ばく露マージンが不確実係数よりも大きい場合はリスクの懸念が低い、小さい場合はリスクの懸念が高いと評価する。

[N]

◇NOAEC（無毒性濃度）

No Observed Adverse Effect Concentration の略称。

毒性試験において有害な影響が認められなかった最高のばく露濃度。

◇NOAEL（無毒性量）

No Observed Adverse Effect Level の略称。

毒性試験においていかなる影響も認められなかった最高のばく露量。

◇NOEC（無影響濃度）

No Observed Effect Concentration の略称。

毒性試験において影響が認められなかった最高のばく露濃度。

◇NOEL（無影響量）

No Observed Effect Level の略称。

毒性試験において影響が認められなかった最高のばく露量。

[O]

◇OEBGD (国防省通達 2715.05-G、「海外環境基本指針文書」)

Overseas Environmental Baseline Guidance Document の略称。

国防省環境執行官 (EEA ; Environmental Executive Agent) が FGS (最終管理基準) を決定する際に、その評価基準や管理方法を与えることを目的に作成された指針。

参考 : <http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/471505g.pdf#search=%27Overseas+Environmental+Baseline+Guidance+Document%27>

[P]

◇PEC (予測環境中濃度)

Predicted Environmental Concentration の略称。

モニタリングデータやシミュレーションから予測される化学物質の環境中濃度のこと。

◇PNEC (予測無影響濃度)

Predicted No Effect Concentration の略称。

環境中の生物に対し、化学物質が影響を及ぼさないと推定される濃度。

◇POL

Petroleum Oil and Lubrications の略称。

石油・油脂・潤滑油を指す。

◇POPs (残留性有機汚染物質)

Persistent Organic Pollutants の略称。

POPs とは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性 (人の健康・生態系) を持つ物質のことを指す。例えば、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、DDT といった化学物質が挙げられる。POPs による地球規模の汚染が懸念されたことより、POPs の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約) が 2004 年 5 月に発効されている。

[R]

◇RBCA (リスクに基づく修復措置)

Risk-Based Corrective Action の略称。

石油漏出サイトの浄化に使用するために米国材料試験協会 (ASTM) が開発したリスクに基づく意志決定 (RBDM ; Risk - Based Decision - Making) の標準手法であり、1995 年には ASTM ET1739-95 (石油漏出サイトに適用されるリスクに基づく修復措置のためのガイドライン) が、また、2000 年には ASTM ET2081-00 (リスクに基づく修復措置のための規格ガイド) として規格化された。

リスクベースの土壌汚染対策のプロセスとしてアメリカを中心に広く用いられている。

◇RfC (参照濃度)

Reference Concentration の略称。

一生涯にわたりばく露しても有害な影響のリスクの生じる可能性のないと考えられるヒトへのばく露濃度の推定値。参照濃度は非発がん性の影響に基づき、通常、NOAEC や LOAEC を、不確実性係数 (UF) で割って計算される。

◇RfD (参照用量)

Reference Dose の略称。

一生涯にわたりばく露しても有害な影響のリスクの生じる可能性のないと考えられるヒトへの毎日のばく露量の推定値。参照用量は非発がん性の影響に基づき、通常、NOAEL や LOAEL を不確実性係数 (UF) で割って計算される。

◇ROD (決定記録)

Record of Decision の略称。

スーパーファンド法で、汚染サイトの浄化に関して優先順位を定めた表 (国家優先順位表 : NPL) に記載されたサイトへの対応措置を検討する際に作成される公的文書。修復措置のための調査を経て作成され、サイトの使用履歴や汚染状況等が記載されている。

参考 : <https://superfund.zendesk.com/hc/en-us/articles/211635138-What-is-a-ROD-Record-of-Decision>
<https://www.epa.gov/superfund/about-superfund-cleanup-process#tab-4>

[S]

◇SACO (沖縄に関する特別行動委員会)

Special Actions Committee on Okinawa の略称。

「沖縄に関する特別行動委員会」参照。

◇SCC (日米安全保障協議委員会)

Security Consultative Committee の略称。

「日米安全保障協議委員会」参照。

◇SF / SFO (経口スロープファクター)

Slope Factor / Slope Factor-Oral の略称。

ある物質を人が一生涯にわたって経口摂取した場合の、摂取量に対する発がんの発生確率の増加分。一日あたり体重 1 kg あたり 1 mg 摂取した場合の確率を表す。

◇SOP (標準作業手順書、標準操作手順書)

Standard Operating Procedure の略称。

計量を行うに必要な具体的作業手順を記述した文書のこと。

[T]

◇TCL (最小中毒濃度)

Toxic Concentration Lowest の略称。

ヒトまたは動物に中毒症状を引き起こさせた吸入によるばく露濃度のうちの最小値。

◇TDI (耐容一日摂取量)

Tolerable Daily Intake の略称。

ヒトに対する“この量以下ならば、ヒトが生涯毎日摂取（ばく露）しても、病気などの有害な影響が出ない量”のことで、動物試験などで求められた NOAEL（無毒性量）を UF_s（不確実係数積）で割ってヒトへの無毒性量としたもの。

通常、1日当たり、体重1kg当たりの化学物質の量で表す。（例：mg/kg/日）

◇TDL (最小中毒量)

Toxic Dose Lowest の略称。

ヒトまたは実験動物に中毒症状をおこさせた吸入ばく露以外の経路による投与量の最小値。

[U]

◇UF (不確実係数)

Uncertainty Factor の略称。

動物実験などで得られた毒性データを人や環境中の生物のリスク評価に用いる際に、毒性データを大きめに扱って安全性を高めるために用いる係数。一般に、種差として10倍、個体差として10倍を見込んで、合わせて100倍の値が採用されている。実験期間が短い場合、試験動物数が少ない場合、毒性の種類が重篤な場合などは更に係数が追加される。